遊休農地に関する措置のフロー（農業振興地域内）

①

【法第３０条】
利用状況調査
（毎年１回）

遊休農地
◆１号遊休農地
１年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない

◆２号遊休農地
周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている

遊休農地ではない（非農地判断した農地を含む）

勧告なし
課税強化なし

１号又は２号遊休農地

②

【法第３２条】
利用意向調査

農地所有者等に対して、
① 自ら耕作するか
② 農地中間管理事業を利用するか
③ 誰かに貸し付けるか
等の意向を調査

法第３３条の利用意向調査も同様
※耕作の事業に従事する者が不在又は不在となることが確実

【法第３４条】
表明された利用意向を踏まえ、農業委員会は、農地の利用関係の調整を実施

非農地と判断すべき農地が含まれないよう十分留意(29通知記1の(4))

利用意向調査を実施した農地の状況等を機構に情報提供(運用第3の5(3))

情報提供後、機構の求めに応じ必要な情報を追加(29通知記1の(3))

②’

農地中間管理機構

【機構が基準不適合と判断した場合】
農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知 ※

遊休農地解消後の利用可能性を考慮して判断（29通知記2の(1)②）

③-1

自ら耕作又は誰かに売却・貸し付け
（法第３６条第１項第１号又は第２号に該当する前の耕作・貸し付け等）
勧告なし　課税強化なし

③-2

【法第３５条
第１項】

農地中間管理機構を利用する意向を表明

※農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その旨通知

④

【法第３５条
第２項】

農地中間管理機構から、中間管理権の取得に関する協議の申し入れ
（機構から農家に貸付申込書の用紙を配布）

１　貸付申込

２　意思表明後６月を経過しても貸付申込なし

※法第36条第１項第２号（第35条第１項の意思表明を含む）を適用

⑤-1

農地中間管理機構への貸付申込書の提出

機構が
借り受け

勧告なし
課税強化なし

借り受けない旨の通知

⑤-2

【法第３６条】
機構との協議の**勧告**（利用状況調査の翌年の11月末まで）

※勧告後の１月１日以降、撤回されるまでの間課税強化
（賦課基準日は１月１日）

※農業委員会は１月１日現在の勧告又は勧告の撤回に関する情報をとりまとめた一覧表を１月末までに市町村税務部局へ提供

③-3

【法第３６条】
農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を行うべきケース（第１項各号）

第1号 耕作する意思の表明後、６月を経過しても農業上の利用の増進が図られていない。
第2号 所有権移転、貸借等の意思の表明後６月を経過しても権利の設定等が行われていない。(第35条第1項の意思表明を含む)
第3号 その農地の農業上の利用を行う意思がない
第4号 利用意向調査を行った日から６月を経過しても農業上の利用の意向について意思の表明がない。
第5号 その他農業上の利用の増進が図られないことが確実。

第１号から第５号のいずれかに該当

・遊休農地の解消
・機構が当該農地を借受※
・法第39条の知事裁定
・上記のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

※機構への貸付申込だけでは勧告は撤回されない

・勧告の撤回
・撤回後は、翌年の１月１日（撤回日が１月１日の場合は同日）を賦課期日とした年度分以降の固定資産税が、通常の課税となる。
・農業委員会は１月末までに市町村税務当局に勧告の撤回に関する情報を提供。

運用第3の6(2)に該当する場合

※ 勧告なし
※ 課税強化なし
利用意向調査対象外

※贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地は、③-3に該当する場合、必ず**勧告**し、速やかに勧告を**撤回**（運用第3の6(2)ｲ、(3)ｴ）

改めて
農地か否か判断
（29通知記3の(1)）

【農地と判断した場合】
機構は遊休農地のリストを作成・公表等により借受希望者を募集（29通知記3の(2)）

【借受希望ある場合】
所有者等に対し機構へ貸し付けるよう働きかけ（29通知記3の(4)）

（応じる場合）
⑤-1

（応じない場合）
基準に適合しない旨の通知を**撤回**
（29通知記3の(5)）
⑤-2

【非農地と判断した場合】
非農地化